

北区障害者地域自立生活支援室より

支援室だより

第60号(2013年6月発行)

【年6回偶数月月上旬発行】

相談窓口

〒114-0032 東京都北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター内

TEL:03-3905-7225 TEL・FAX 兼用:03-3905-7226 E-MAIL:peernet@ma.kitanet.ne.jp

開所日時:月～金 10時～19時 土 10時～17時 *日・祝・年末年始は休み

ろくせいかい

“支援室だより”は印刷されたもののほか、視覚に障害のある方のために、「点字サークル六星会(福祉センタークラス)」のご協力で **点字版** を、「音訳グループやまびこ」のご協力で **音訳版** を作成しています。ご希望の方は支援室までご連絡ください。(TEL・FAX 兼用:03-3905-7226)

今号の内容

- 「居宅介護事業所調査報告書」が完成しました・・・・・・・・・・1
- 障害者向け成年後見制度講座を開催します・・・・・・・・・・2
- 成年被後見人に選挙権が回復します・・・・・・・・・・3
- 「北区地域防災計画」が改定されました・・・・・・・・・・4～5
- 「ハンドメイド教室」、「ヨガ講座」開催中です・・・・・・・・6
- 【情報提供】映画「うまれる」in いたばし自主上映会のご案内・・・・・・・・7
- 【情報提供】東京都障害者総合スポーツセンター納涼祭のご案内・・・・・・・・8
- 【情報提供】PTR2「聴くだけ簡単カバー」のご案内・・・・・・・・8

「居宅介護事業所調査報告書」が完成しました

2013年度の「北区障害(児)者居宅介護事業所調査報告書」が完成いたしました。

北区にて居宅介護サービスを提供している居宅介護事業所の216ヶ所のうち103ヶ所より回答をいただきました。

こちらは無料で差し上げますので、ご希望の方は支援室までお問い合わせ下さい。

なお、ガイドブックはNPO法人ピアネット北のホームページからも、ご覧いただけます。[\(http://www.peernet.or.jp/\)](http://www.peernet.or.jp/) こちらもご活用下さい。

北区障害(児)者 居宅介護事業所調査報告書



平成25年(2013年)6月
北区障害者地域自立生活支援室

障害者向け成年後見制度講座を開催します

～障害者向けの～

成年後見制度講座

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方々の財産を管理したり、手続きを支援するのが成年後見制度です。第1回目の講座では、成年後見制度とはどんなときに利用できるのか、どのように手続きすればよいのか、自分に何かあったとき財産を安全に管理してもらうにはどんな準備をしておけばいいのか等、基本的な知識を学びます。第2回目は、実際に障害者の成年後見に多く関わっている講師よりさまざまな事例をお話いただきます。皆様のご参加を、お待ちしております。

第1回「成年後見制度のABC」

7月12日(金)

* 成年後見制度の概要についてご説明いたします。

【時 間】10:00～11:30 (9:30 受付開始)

【場 所】北とぴあ 701 会議室

【講 師】権利擁護センター「あんしん北」
センター長 小原宗一氏



第2回「障害者の成年後見のいろいろ」

7月19日(金)

* 多くの障害者の成年後見に携わってきた講師が事例を紹介いたします。

【時 間】10:00～11:30 (9:30 受付開始)

【場 所】北とぴあ 701 会議室

【講 師】武田社会福祉士事務所
主宰 武田 嘉郎氏



定 員：各回 50 名（先着順。定員を超過した場合のみご連絡いたします。）

参 加 費：無料

対 象 者：北区に在住・在勤・在学の障害者（児）、ご家族、福祉関係者

申込方法：氏名、住所、連絡先、ご参加希望の回を支援室までお知らせください。

申込締切
7月6日(土)
必着

◆問い合わせ・お申込み先◆ 北区障害者地域自立生活支援室

TEL & FAX 03-3905-7226

（受付時間：月～金 10:00～19:00、土 10:00～17:00）

成年被後見人に選挙権が回復します

～成年後見 選挙権なしは「違憲」～

成年後見人を付けると選挙権を失う公職選挙法の規定は違憲だと 3 月 14 日の東京地裁で判決が出ました。

公職選挙法第 11 条では、後見人が付いた人には選挙権がないと定められていました。「財産管理ができない」と認定された人には判断能力がなく、不正投票に利用される恐れがあるというのが理由でした。しかし、判決では選挙権について「議会制民主主義の根幹をなすもので、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられる」と指摘。「選挙の公平さを確保するためにやむを得ない理由がない限り、制限はできない」と述べました。

そのうえで、後見人が付いた人への選挙権の制限が許されるかどうかを検討しました。後見人が必要かどうかは「財産を管理・処分する能力」で判断されていて、「選挙権を行使する能力」とは異なると評価し、「後見制度を借用して、一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとは言えない」と述べました。

さらに、障害者の自己決定権を尊重する理念に基づいて成年後見制度ができた経緯や、海外でも知的障害者らに選挙権を認める流れがあることから、公職選挙法の規定は違憲だと結論づけました。



～成年被後見人に選挙権回復～

この判決を受けて、公職選挙法の排除規定を一部削除する改正案が 5 月 27 日の参院本会議で全会一致で可決、成立しました。1 か月間の周知期間を経て、**7 月の参議院選挙前から後見人がついた成年被後見人にも選挙権と被選挙権が認められます。**なお、成年被後見人は昨年末の時点で約 13 万 6 千人います。

改正公職選挙法では、特定の候補者に誘導する不正投票の防止策も盛り込まれました。知的障害や認知症などにより自力で投票用紙に記入できない人向けの代理投票制度では、代筆役と投票を見守る計 2 人の補助者を選挙管理委員会の職員ら投票所の事務従事者に限定しました。また、入院中や施設に入所していて投票所に足を運べない人は、病院や施設内の不在者投票で施設職員が無断で特定候補に投票しないよう、立会人として第三者を置く努力義務を施設側に課しました。

「北区地域防災計画」が改定されました

北区地域防災計画は、区の防災対策の総合的な計画です。この計画に基づき、区は様々な防災・減災対策に取り組んでいます。東日本大震災以降、国や都では防災に関わる計画の修正や、被害想定の見直し等、さまざまな動きがありました。北区においても「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置し、提言を集めました。こうした背景を踏まえ、「北区地域防災計画（平成 20 年修正）」の大幅な改定に着手したそうです。

支援室だよりでは、障害者の方々に関わってきそうなポイントをご紹介します。



◆災害時要援護者支援のあり方の定義の明確化

※災害時要援護者とは、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために避難するなどの適切な防災行動をとるために支援を必要とする人です。

《定義》

・区における災害時要援護者支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊などの甚大な被害、また多数の避難者などが出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が要援護者名簿を用いて、避難所で要援護者の避難状況を確認すること、その結果、不在の要援護者がいれば、自宅等を訪問して安否確認などを行うことを指す。以上を、災害の発生から 3 日以内を目標として実施する。

・状況次第では命にかかわる方（例えば、人工呼吸器などの電子機器を使用している方）に対しては、上記に限らず、区、関係機関等が主体となり安否確認を行う。

防災の基本は近所付き合い

防災に関する様々な講演会に参加してきました。どの講演会に行ってもみなさんおっしゃるのが「近所付き合いが一番の防災」ということです。実際、阪神淡路大震災の時のデータを見ると、埋まっていた人の約 30%は自力で、約 30%は家族が助け出し、さらに約 30%は近所の人助け出したそうです。消防・警察・自衛隊が助け出した生存者の割合は全体のわずか 1.7%でした。

家具を壁などに固定する、備蓄をしっかりと備えておくことももちろん大切ですが、日頃から近所付き合いをしておくことも防災の基本と言えます。



◆避難体系等の見直し

●名称の変更

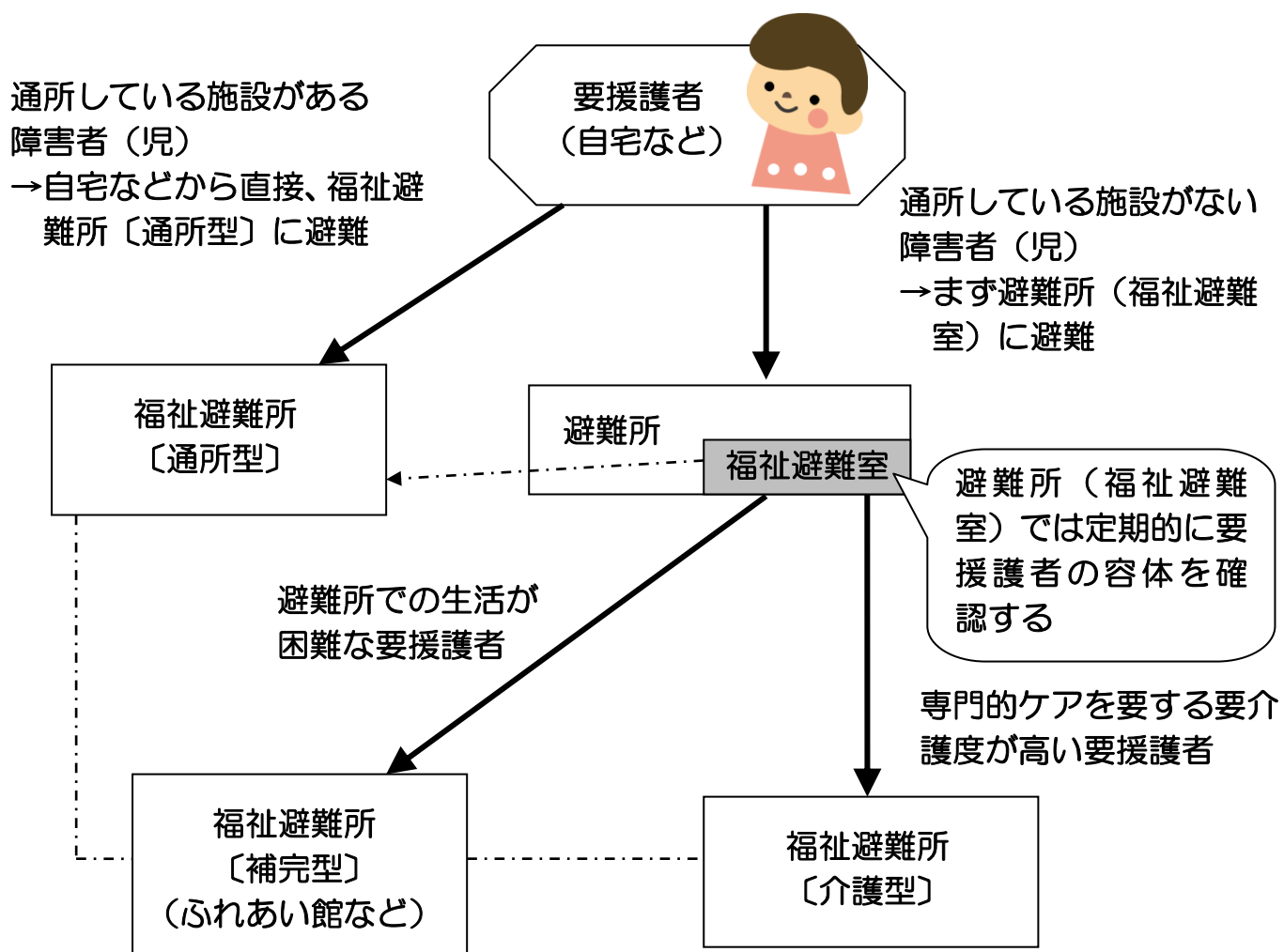
- ・一時集合場所→いつとき集合場所
- ・避難場所→避難広場
- ・二次避難所→福祉避難所



●災害時要援護者の避難体系の見直し

通所している施設や学校がある障害者（児）については、学校避難所等ではなく直接普段通り慣れた施設に避難できる態勢を整備します。

《災害時要援護者の避難体系》



それぞれの状況に応じて適切な避難所に、ご案内できるよう努めます。

※この体系の整備に向けて、現在協議を進めています。

「ハンドメイド教室」開催中です

6月1日（土）から3回コースのハンドメイド教室《前期》が始まりました。

1回目は「せっけん粘土」を使ってオリジナルの石鹸を作りました。せっけん粘土は、天然の油脂でできていて、紙粘土のように、形を自由に作ることができます。また、絵具を練りこむことで、色づけすることもできるんです。

みんなで作りたい色を出し合い、協力して6色の粘土を作りました。色ができたら、あとは形を作るだけ！思い思いに好きな形に仕上げたら、乾燥させれば完成です。出来上がった粘土は、粘土細工としての作品にもなりますし、石鹸としても使えるんです。

絵具を練りこむ際に、粘土と絵具をキレイに混ぜるには少し力が必要でしたが、みなさん上手に作ることができました。ハンドメイド教室の次回のご案内は8月号に掲載予定です。



せっけん粘土に絵具を練りこみ色をつけています。



型抜きで形を仕上げました。

「ヨガ講座」開催中です



6月の毎週月曜日にヨガ講座《前期》を開催中です。ヨガは激しい運動とは違い、ゆっくりと呼吸を意識しながら体を動かしていきます。ただ呼吸をしているだけでも、「意識すること」で心が落ち着いてくるから不思議です。

一見、簡単そうなポーズも同じ姿勢を10秒間キープするのは大変です。じんわりと汗をかき、心地よい疲れです。

参加者のみなさまからは「むくみが取れる」「ぐっすり眠れる」など大好評です。

～ヨガの呼吸法～

- ①おへそに意識を集中し鼻から息を3秒かけて吸います。お腹に空気を貯めて膨らますイメージで。
- ②お腹から空気を押し出すように、口からゆっくりと6秒かけて息を吐き出し、お腹をへこませます。

この呼吸法は副交感神経の働きを活発にし、リラックスさせる効果があります。眠る前に数回行うだけでも安眠につながるそうです。



ヨガ講座の次回のご案内は8月号に掲載予定です。

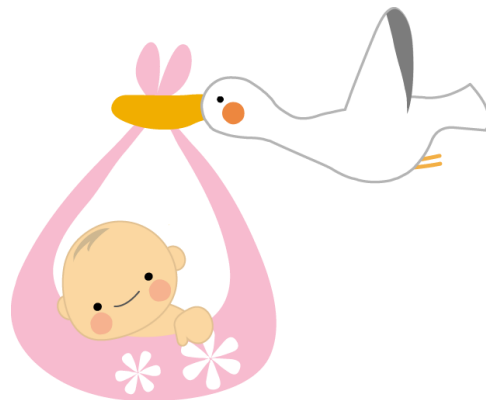


映画「うまれる」in いたばし自主上映会のご案内

2010 年モントリオール世界映画祭入選、第 16 回サンアントニオ映画祭入選。NHK や朝日新聞等でも話題の映画「うまれる」が板橋区文化会館で上映されます。

【内容】

両親の不仲や虐待の経験から親になることに戸惑う夫婦、
出産予定日に我が子を失った夫婦、
子どもを望んだものの授からない人生を受け入れた夫婦、
完治しない障害(18 トリソミー)を持つ子を育てる夫婦、



と命を見つめる 4 組の夫婦が登場し、妊娠・出産だけでなく、流産・死産、不妊、障害、「子供が親を選ぶ」という胎内記憶など『うまれる』ということ、幅広く捉える事で、出産だけではなく、親子関係やパートナーシップ、そして生きるという事を考える・感じる内容です。

また、監督やナレーター(元祖イクメン・タレントつるの剛士)などメイン・スタッフに男性が多く関わっている事もあり、「妊娠・出産・育児における男性の様子」にも焦点が当てられており、「イクメンになりたいけど、どうしたらいいかわからない!」という男性にも共感できる映画です。

【日時】 2013 年 7 月 13 日 (土)

第 1 回上映会 10:00~11:50

第 2 回上映会 13:00~14:50

虎ちゃんパパ&ママトークショー 15:00~15:50

【会場】 板橋区文化会館 小ホール

【費用】 大人(前売り) 1,000 円(当日 1,200 円)

学生割引 800 円

高校生以下 500 円(小学生まで)

未就学児無料(保護者の膝の上での鑑賞をお願いします)

【チケット購入方法】 メール(itabashi_umareru@livedoor.com)でお問い合わせ下さい。

【申込・問い合わせ先】 映画「うまれる」in いたばし上映会実行委員会

ホームページ http://blog.livedoor.jp/inochi_itabashi/



東京都障害者総合スポーツセンター納涼祭のご案内

8月17日（土）に東京都障害者総合スポーツセンターにて納涼祭が開催されます。
年に一度のお祭りです。模擬店や盆踊り、イベントなど内容が盛りだくさん。
誰でも参加ができますので、お時間のある方はぜひ足を運んでみてください！

◆◆◆障害者総合スポーツセンター納涼祭◆◆◆

8月17日（土）開催

《問い合わせ》東京都障害者総合スポーツセンター

〒114 - 0033 東京都北区十条台1 - 2 - 2

TEL: 03 - 3907 - 5631 FAX: 03 - 3907 - 5613

URL : <http://tokyo-mscd.com/>



PTR2「聴くだけ簡単カバー」のご案内

プレクストークポータブルレコーダーPTR2に、「聴くだけ簡単カバー」ができました。
これから新たにPTR2を購入される方は標準付属品として、すでにPTR2をお持ちの方は「聴くだけ簡単カバー」の購入ができるよう、準備しているそうです。



カバーを使えば初心者でも安心。カセットテープと同じ簡単操作で、買ってすぐにデイジーが聞けます。デイジー図書の頭だしも思いのままです。

●カバーをつけてできる操作●

- ・電源のオン・オフ
- ・再生／停止、早送り、巻き戻し操作
- ・再生音量のアップ／ダウン操作
- ・CDまたはCFカードの取り出し
- ・移動単位（例：レベル、ページ等）の選択（8キー）
- ・移動単位での前後移動（4キー、6キー） など

編集後記

北区障害者地域自立生活支援室から“支援室だより”第60号をお送りしました。今年度も多くの居宅介護事業所のご協力を得て、「北区障害（児）者居宅介護事業所調査報告書」を発行することができました。支援費制度以来、利用者によるサービスの自己選択・自己決定が掲げられています。この調査報告書が要望に合った事業所選びの一助になれば幸いです。

* * * * *

あじさいの季節になりました。飛鳥山は桜の名所のイメージが強いですが、実はあじさいの名所でもあります。公園内には約1300株のあじさいが植えられているそうです。雨が降ると少し気持ちが沈んでしまいが、雨の日に見るあじさいは特別キレイな気がします。☺

発行：北区障害者地域自立生活支援室 TEL&FAX:03-3905-7226